

土木部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

土木部の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

専決規程によると、細々目内の流用（特定財源を充当している細節からの流用を除く。）は部長専決事項とされているが、公用車新規リースによる自動車損害共済分担金の差額請求に伴う不足額の細々目内の予算流用について、道路建設課長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（道路建設課）

(2) 契約に関する事務

契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができるとされており、当該見積書には、契約の履行に必要なとされる納入期限の記載が必要となる。不動産鑑定評価書作成に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（道路管理課）

(3) 財産管理に関する事務

郵便切手の管理において、保有枚数と受払簿の残数が一致しないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（道路管理課及び道路維持課）